

第18回和光市農業委員会総会会議録

和光市農業委員会

第 18 回和光市農業委員会総会日程

平成27年12月22日（火曜日）午前9時30分開会

日程第1 開 会

日程第2 開 議

日程第3 議事録署名委員の指名 6番 加山和義委員 8番 田中 明委員

日程第4 提出議案 議案第1号 農地法第5条許可申請承認について

日程第5 協議事項 ①その他

日程第6 諸報告 ①会長専決

②その他

日程第7 閉 会 午前10時25分

出席委員（11名）

1番	柴崎幸夫君	2番	畑中昭二君
3番	加藤親次郎君	4番	吉田武司君
5番	山田春雄君	6番	加山和義君
7番	齋藤定男君	8番	田中明君
9番	萩原正弘君	10番	富澤貢一君
11番	石田秀樹君		

欠席委員（なし）

◎開会

◎開議

○事務局長（深野） 委員の皆様、おはようございます。

第18回和光市農業委員会総会を始めさせていただきます。

会長、よろしく願いいたします。

○柴崎会長 改めまして、おはようございます。

早朝より農業委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

第18回ということで、私どもの任期もちょうど折り返し点を迎えるところでございます。
平成27年最後の農業委員会ですが、よろしくご協力のほどお願いいたします。

◎議事録署名委員の指名

○柴崎議長 まず議事録署名委員ですが、6番、加山和義委員、8番、田中明委員をお願いいたします。

◎提出議案

議案第1号 農地法第5条許可申請承認について

○柴崎議長 それでは、提出議案に移りたいと思います。

議案第1号 農地法第5条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

（事務局朗読説明）

○柴崎議長 補足説明をお願いいたします。

○事務局（高橋） それでは、議案第1号の農地法第5条許可申請承認について補足説明をさせていただきます。

本案件は、市街化調整区域内の農地を使用貸借し、農地を借り受ける者の資金で農地以外のものに転用するための申請です。

まず、申請の経緯について説明いたします。

農地法第5条の申請者であるAさんは、新倉三丁目で農家を営むBさんのお姉さんにあたりますが、昭和56年当時、開発の許可を受け、新倉四丁目**番*に専用住宅を建築し生活

しておりました。その後、長女の配偶者であり今回の申請者でもあるCさんも平成7年ごろから同居しておりましたが、手狭になってきたこともあり建替えを計画したところ、今年に入ってから農地転用の許可申請をしていなかったことが判明しました。現在は住まいを解体し、農地として原状回復した上で借家にて生活しております。しかし、Cさんご家族、Aさん、Aさんの次女5人が同居していることや駐車場が必要なため、今回、Aさんの所有する農地をCさんに使用貸借し、隣接する**番*の土地と合わせて敷地拡張の上、Cさんの資金で木造2階建ての専用住宅1棟を建設することで合意に至ったことから、専用住宅の建築を目的として転用の申請が出されました。

続いて、申請地の利用計画についてご説明いたします。

申請地には、木造2階建ての専用住宅1棟を建設し、出入り口は西側に設けます。また、住宅の南側にはカーポートを2カ所設置いたします。周囲につきましては、南側隣地境界と東側隣地境界にはコンクリートブロック2段積みを新たに設置予定です。

続きまして、許可要件との整合性ですが、申請目的実現の可能性については、まず、都市計画法との調整が必要となりますが、農地転用の申請と同日に建築課にも開発許可の申請がなされており、現段階では許可される見込みであると聞いております。県に進達後は、県の担当者が建築課担当者に直接確認をとり、農地法違反や問題がない場合には農地転用の許可と開発許可を同時におろす予定となっております。また、計画の資金調達については、工事見積書、資金調達計画書、融資証明書が提出されておまして、内容を確認しております。

計画面積の妥当性ですが、267平米の敷地面積に5人が生活予定の107.01平米の住宅1棟及びカーポートを2カ所設置予定であり、妥当であると判断できます。

周辺農地についてですが、東側と南側が隣接しておりますが、コンクリートブロック2段積みの設置により砂利等の飛散を防除する予定です。計画から発生する被害防除についてですが、誓約書において計画どおりの運用を確約しており、影響はない見通しです。隣地所有者の同意につきましては、東側隣地所有者のDさん、南側隣地所有者のEさんより異議なく同意を得ております。

最後に、農地の区分についてですが、農地法施行規則第46条、「宅地化の状況が第3種農地の場合における住宅等または公共施設等が連たんしている程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるもの」に該当し、転用可能な第2種農地と判断できます。

補足説明は以上です。

なお、お手元に土地利用計画図、図面差替えの資料を置かせていただきました。

もともとの図面ですと「下水道管へ放流」というふうになっているんですけども、こちらを「浄化槽を使って排水路へ放流」ということで、書類を差替えさせていただきました。

それから、隣地境界のところ、もともとの図面だとどういうふうにするかというのは書いていないので、それを新設のコンクリートブロックの2段積みということで、そちらも書かせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

○吉田委員 余り意味がよくわからないので、参考人に対して質問できないです。分家申請して、1回許可をするのを忘れていたということでしょうか。

○柴崎議長 では、参考人の入室前に確認します。

申請にあたっては建築課に確認しているんですね。

○吉田委員 でも、本当はそれ、だめではないのでしょうか。

○事務局（高橋） 建築課に確認した話になりますが、昭和56年当時にもともと家が建っていたところについては開発の許可がおりております。現在は、開発の許可と農転の許可を同時におろさなければいけないというふうになっているんですけども、昭和56年当時がどういうふうになっていたかというところまでは、ちょっと確認がとれません。それで、もしかしたら、その当時、農転の許可を同時におろさなければいけないというふうになっていなかったためか、その農転の許可の申請をすることを忘れてしまっていて、開発の許可だけで家が建てられていたということになります。

（発言する者あり）

○吉田委員 建物の大きさを今回は、前に建てた家よりも広くするというのも言っているようだけれども。

ただ、調整区域に建っていた面積、その当時許可をもらって建てた面積よりも建てかえるときには増やせないということになっていますよね。

昭和56年に申請したのが例えば100平米だとして、今回120平米にするということとはできないですよね。100平米で100平米だったら許可できるけれども、大きくするということはたしかできなかったと思うのですが。

○事務局（高橋） そちらの知識が十分ではないのですが、建築課では今回の申請は特に問題はないという話ではありました。ご指摘の点については確認がとれていないところではあります。

○吉田委員 だから、共通で、どんどん大きくして何か建てたり許可してしまうと、あの辺に

はそういう建物がいっぱいありますから、その人たちが今度、貸家を壊してアパートを建て替えたいと言ってやっているけれども、その面積しか建て替えができないみたいなので、こういうのを一度許可すると、許可になったんだからいいでしょうとなりませんか。

○事務局（高橋） 私も詳しい知識はないんですけども、まず、都市計画法の29条で開発の許可が必要になりますが、その中で立地基準というのがあります。都市計画法の34条で「開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの」という基準があるんですね。

和光市でも、平成15年3月25日に定められた都市計画法に基づく市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例というのがありまして、建築課では、今回この条文を使って許可をする予定ということではあるんですけども、その中で第4条の第6号において、先ほどの都市計画法第34条第12号の規定により、「開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする」という条文があります。その第6号で、「現に存する自己の居住と同一の用途の建築物を建築する目的で規則で定める規模を超えない範囲でその敷地を拡張する開発行為」という条文があります。今回、建築課では、この条文を使ってその敷地を拡張するという開発行為は認められるというふうに考えているという意見です。すみません、それ以上の知識はないので、もう一回確認をとってみたいとわからないんですが。

○吉田委員 あの辺、たしか何年か前に全部、建物の点検が行われ変更になったんですね。それと、あそこは第1種農地ではないのですか。

○事務局（高橋） あそこは第1種にはならないです。

○吉田委員 あその部分だけが2種になるのでしょうか。

○事務局（高橋） アグリパークのあの一帯が第1種農地になりますので、信号を挟んで斜め向かい側ぐらいになるんですけども、あそこは第2種農地になるかと思います。もちろん第1種農地であれば、申請は認められない可能性が高いかと思います。

○吉田委員 今回は建て替えで認めるということでしょう。

○事務局（高橋） そうです。建築課としては、建て替えという形にはなるんですけども、農業委員会としては、そもそも許可がされていたわけではないので、畑に戻してもらった状

況で新たに申請してもらい形になるので、そこがずれてしまうようなところが出てしまうか
と思います。

○吉田委員 新たに分家申請ということになるのでしょうか。

○事務局（高橋） 農地法上は分家であるかどうかというのはないんですね、審査基準の中で。
昭和56年当時、おそらく分家住宅であるということで開発の許可をおろしているようなんで
すけれども、今回はもう既にそれが分家住宅として認められているので、その上でその敷地
を拡張するというので開発の許可がおりるという話になっているようです。

○吉田委員 本当はこの二本立てで提出しなきゃいけないということですか。

○事務局（高橋） そうです。ですので、農業委員会としては、あくまで農地法違反がないか
どうかというところを審議していただいて、開発関係に関しては、建築課で県の担当者が確
認をとりながら調整するというような形になります。

○柴崎議長 よろしいですか。非常に複雑なので何か分かりづらいのですが。

○吉田委員 要するに、建て替えて規模を大きくするというのは認めたということによろしい
ですね。

○事務局（高橋） そうですね、はい。

○柴崎議長 それだから、要するに既存の建物と余り変わらなければいいということでしょう。
2倍とか3倍になっちゃうとまずいかもしれないけれども。

○事務局（高橋） そうですね。同一の目的の建築物を建築する目的で、規則で定める規模を
超えない範囲でという文言があるので、その規則で定める規模を超えないというのがどの程
度のものか、ちょっと確認をとっていないんですが、その一定の範囲を超えていないからお
そらく認めますよという話になるかと思います。ですので、それが大幅に2倍、3倍を超え
るということであれば、これは条文に当てはまらないので認められないという形になるか
と思います。

○吉田委員 何かこの人、去年、夏ぐらいから何か困っていました。私も何回か相談を受けま
した。

○事務局（高橋） これ、実は夏に最初に代理人から相談がありまして、その後ご本人からも
相談があったんですけども、県の許可案件になりますので、必ず許可になるということ
はもちろん断言できないということで、不許可になる可能性もありますよということはお伝え
しました。なので、もし不許可になってしまったら、ここに住まわれている方が困るという
ことで、躊躇されていて、いろいろ建築課との協議とか、あるいは農業委員会の確認もとら

れて、今回大丈夫かなということで申請をされたんじゃないかなというふうに思います。

○柴崎議長 農業委員会としては、その土地で判断することになり、要するに失念したということに対しては、それが向こうの意思表示かなと思います。そういうことで、よろしいですか。

○吉田委員 こちらは、1回は畑にしたんですか。

○柴崎議長 今は、更地になっています。またその辺は一般的な違法転用に対する扱いと一緒に
なるから、いいのではないかと思います。

それでは参考人を入室させてください。

(参考人入室)

○柴崎議長 どうぞお座りください。

ご紹介いたします。使用借人のCさん、使用貸人のAさんの代理人といたしまして、F事務所のGさんに来ていただきました。Gさん、どうも本日はご苦労さまです。

当委員会は、農地法第5条の許可申請が出た場合、関係者の方に来ていただきまして簡単に説明をしていただき、それから委員からの質問にお答えいただくようになっておりますので、よろしく願いいたします。

それから、返答は指名をしてからお願いいたします。

それでは、まず、説明をお願いいたします。

○参考人(G) 何からお話しすればいいですか。

○柴崎議長 まず、申請に至った理由ですとか、建築物の概要とか、その辺のところをお願いいたします。

○参考人(G) このたび申請に至った理由としまして、もともと**番*というところで住宅を建てられていたんですけれども、そちらが農地転用がされていなかったというのが過去にありまして、その関係で住まわれていた住宅を壊しまして是正をし、そして、住宅の建て替えをするという形になりました。

土地利用のお話をしていっていいんですかね。

○柴崎議長 はい。

○参考人(G) 土地利用のほうは、申請の建物は木造2階建ての専用住宅になります。最高の高さが8.27メートルという形になっていまして、近隣への雨水の抑制としまして、北側は、既存のコンクリートブロックがありますのでそのままになるんですけれども、東側と南側に関しては、新規で既存のコンクリートブロックを2段積むようにし、近隣への雨水抑制をするように考えております。

駐車場に関しましても、床のほうをモルタルで仕上げまして、車を2台予定しております。

排水に関しては、合併処理浄化槽、面積が130平米を超えておりますので7人槽という形で、今までありました既設の升より、前面道路にボックスカルバートの排水路がありまして、そちらのほうに今もつながっているんですけども、そのまま流すような形になります。

そのほかで何かあれですか。

○柴崎議長 わかりました。それで結構です。

それでは、委員から質問を受けたいと思いますので、質問のある方、お願いいたします。

石田委員。

○石田委員 公図の写しで、計画されているところの東側の少し出っ張っている形になっているようなんですが、計画図のほうは東側は直線的なんですけど、どういう形になっているんでしょうか、ここは。

○柴崎議長 Gさん。

○参考人（G） こちらのほうは、道路の後退部分になっているんですけども、公図のほうは切れていないという形なんだと思います。現地のほうはもう後退済みなので、下がった状態にはなっています。

○柴崎議長 石田委員、いいですか。

○石田委員 はい。

○柴崎議長 ほかに質問のある方。

よろしいですか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 それでは、質問がないようなので、本日はどうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

○参考人（G） ありがとうございます。

（参考人退室）

○柴崎議長 それでは、ご質問、ご意見等あったらお願いいたします。

（「はい」の声あり）

○柴崎議長 それでは、採決に移りたいと思います。

それでは、この議案につきまして許可相当ということで賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

◎協議事項

①その他

○柴崎議長 続きまして、協議事項1のその他です。

事務局、お願いします。

○事務局（青木） それでは、協議事項1、その他に入る前に、平成27年度農業委員会委員選挙人名簿登載申請書についてでございますが、今月の農家だよりも掲載いたしました。平成28年4月1日付施行の農業委員会法の改正によりまして、農業委員会の委員の選任方法が公選制から市町村長による任命制へ移行することから、農業委員会委員選挙人名簿の作成は廃止になりましたので、よろしく願いいたします。これまで農業委員会委員選挙人名簿の作成につきまして、ご協力いただきましてありがとうございました。

では、協議事項1、その他としまして、1つ目が平成27年度和光市農業委員会県外視察研修会についての事務局案をご説明いたします。

日程につきましては、昨年と同じぐらいの平成28年2月中旬になりますが、16日か17日あたりはいかがでしょうか。

場所と内容につきましては、午前中に東京都町田市の農地のあっせん事業に対する取組について、町田市の農業委員会事務局よりご講義いただきたいと考えております。町田市の取組として、平成23年から農地利用集積円滑化団体を立ち上げ、農地のあっせん事業を行っております。これは、所有者から委任を受けた農地の情報を農地バンクとして、農地を求める農業者等の情報を担い手バンクとして登録し、農地と担い手のマッチングをするという取組になります。農地バンクへの農地情報の収集には、町田市農業委員会が大きな役割を果たしていることなので、そのあたりを中心に設立からの取組の経緯や運営方法、成果などについてご講義をお願いしたいと考えております。

それから、午後には、東京都あきる野市にあります「秋川ファーマーズセンター」を視察したいと考えております。秋川ファーマーズセンターは、あきる野市が秋川農協を指定管理者として指定し、秋川農協が管理・運営を行う農産物直売所でございます。都内最大級の直売所で、1日の来客数は平日700から800人、休日は1,000人から1,500人、年間では33万人程度となります。売り上げは、平成24年度に約5億円を売り上げています。ここでは、秋川フ

ファーマーズセンターのセンター長とディスカッション形式で質疑応答のような形で進めたいとの提案がありました。

当日のスケジュールとしては、8時に和光市役所を出発しまして、午前10時から町田市役所の農業委員会で研修を行い、移動及び昼食をとっていただき、午後2時から秋川ファーマーズセンターで研修を行います。終了後、都内唯一の道の駅「八王子滝山」に立ち寄って、午後5時に和光市役所に到着するという予定を考えております。

ご説明は以上となりますので、県外視察研修会につきましてご協議いただければと思います。

また、現時点で参加できない予定の方がいらっしゃいましたら、教えていただきますようお願いいたします。よろしくようお願いいたします。

以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

県外視察研修ですが、ただいま事務局から説明していただきました町田市と秋川ファーマーズセンター、道の駅「八王子滝山」ということでよろしいでしょうか。

日程ですが、事務局としては2月16、17日あたりはどうでしょうかということですが、皆さんのご都合はどうでしょうか。

都合の悪い方、今現在でいらっしゃいますか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 よろしいですか、16か17日のどちらがよろしいでしょうか。

○吉田委員 16日。

○柴崎議長 吉田委員から16日という意見がございましたが、16日でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 2月の16日をお願いいたします。

集合が8時ですか、8時半じゃなくて8時ですか。

○事務局(青木) 予定ですので、決定次第ご通知いたします。

○柴崎議長 それでは、2月16日、皆さん、よろしくようお願いいたします。

続きまして、協議事項、次、お願いします。

○事務局(青木) もう一つご案内でございますが、平成27年度朝霞地区農業委員会連絡協議会の視察研修会についてでございます。

こちら通知文書をお配りしましたので、ご覧ください。

日時は、平成28年2月3日水曜日の3時30分から研修を受けていただき、終了後、「掘天」で5時30分から懇親会が設けられております。移動ですが、午後3時に和光市役所に集合していただき、ステップワゴン2台で事務局が朝霞市民会館ゆめばれすまで送迎いたします。研修終了後のゆめばれすから掘天までと終宴後には、志木駅までバスの送迎がございます。

参加申し込みする関係がございますので、現時点でご都合の悪い方は教えていただきますようお願いいたします。

ご説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○柴崎議長 朝霞地区連絡協議会の研修ですが、2月3日、ゆめばれすで研修が終わってから掘天で懇親会ということですが、都合の悪い方いらっしゃいましたら、教えてくださいますようお願いいたします。

吉田委員。

○吉田委員 どうなるかどうかよくわからないけれども。

○柴崎議長 とりあえず2月3日、吉田さん以外は大丈夫ですか。

ここの出発時間は何時ですか。

○事務局（青木） 市役所を3時出発でお願いします。

○柴崎議長 15時市役所集合ですね。

よろしく申し上げます。

◎諸報告

①会長専決

○柴崎議長 続いて、諸報告1番、会長専決、事務局お願いします。

○事務局（青木） それでは、諸報告の1になります。今月の会長専決につきましては4条が3件、5条が6件となっております。

ただいま写真をお回ししますので、ご確認をお願いいたします。

以上です。

（写真回覧）

○柴崎議長 ただいま写真が回りましたが、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○柴崎議長 会長専決は以上といたします。

②その他

○柴崎議長 諸報告、その次、事務局お願いいたします。

○事務局（青木） 続きまして、諸報告2、その他でございますが、10月に行った利用状況調査の指導状況等の報告でございます。

初めに、10月の総会で連続対象者に該当する方については、会長及び地区の担当委員の方にご同行いただく形になりましたが、事務局から対象者の方に電話した段階で、12月中には保全管理しますということでしたので、柴崎会長に相談の上、総会で写真を回覧して報告するという形になりましたので、よろしくをお願いいたします。日程調整させていただいた会長及び委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

それでは、保全管理したところの写真を順次回覧しますので、ご覧いただきながら少し説明させていただきたいと思っております。

（写真回覧）

○事務局（青木） それでは、A4横でプリントされております、左上に「平成27年10月実施利用状況調査結果（総会后）」という書類とあわせてご覧ください。

写真が回っているところについては、耕うんしたり除草剤をまくなどの管理をしているので、次回の調査で再調査するということがいかがでしょうか。

表の右から2番目に写真という欄があるので、ここに番号が入っているものについては写真が回っている形になります。写真を見ていただき、指導したほうがいいよというものがあれば、ご意見をお願いいたします。

それでは、写真がないところの補足説明になりますが、まず、新倉エリアの3番、Hさんの新倉七丁目*番*ですが、もう1カ所の調整区域のほうは、写真のとおり管理していただいておりますが、三芳と朝霞のほうから順次管理しているということで、12月中には管理していただけるということになっておりますので、次回以降の総会でまた報告したいと思っております。

続いて、調整区域の1番、Iさんですけれども、事務局から電話連絡したところ、2月から3月ぐらいにJさんと利用権設定しているところも含めて、資材置場に転用を考えているということになります。利用権設定を解除して資材置場に転用を考えているということですので、今回は様子を見るということがいかがでしょうか。

次に、4番のKさんの下新倉五丁目**番*と**番*ですが、Kさんの奥様が今年他界されたということもありまして、このような状況になっておりますが、こちらも12月中に保全管理する予定ですので、次回以降の総会でまた再度報告いたします。

続きまして、下新倉エリアの1番、下新倉三丁目**番*のLさんのところですが、電話連絡の上、指導文書を送りましたところ、指導文書の保全管理期限を1月末に設定させてもらった関係で、1月中には保全管理するという事になっておりますので、こちらも次回以降の総会で報告したいと思います。

説明は以上となります。ご協議のほどよろしくお願ひいたします。

○柴崎議長 ありがとうございます。

ただいま写真を見ていただきましたが、質問、疑問等あったらお願ひいたします。

Iさんは利用権設定の合意解約という形になってしまいますか。

○事務局（青木） そうですね、合意解約になります。

○柴崎議長 現在利用権設定しているところは、全部返して、一括で資材置場か何かにする予定ですか。

○事務局（高橋） もともとこのIさんのほうから、最初1年間、Jさんとの間で利用権設定をされて、その後、Jさんがもっと使われたいということで、その意思を表示されたんですけども、そのときにIさんに確認したところ、1年がいいというふうに言われたんですけども、その理由というのは、相続等の関係があるのではということではあったんですけども、利用権設定としましては、基本的に3年以上ということをお願いしているの、今回、IさんとJさんに事情をお話しした上で一応3年という形で利用権設定させていただいて、もしそういう何か特別な事情がある場合には合意解約という形で手続を進めさせてもらいたいということでお話はしてあるので、これからちょっとその話を進めさせていただく形になるかと思ひます。

○柴崎議長 Jさんはまた新しいところを探すという形になるんですか。

○事務局（高橋） そうですね、はい。

○柴崎議長 わかりました。

利用状況調査は、今、事務局で言われたように、保留中のものはまたそれが改善されたかどうか確認していただきまして、それをまた報告してもらおうという形でよろしいでしょうか。

（「いいです」の声あり）

○柴崎議長　それをお願いいたします。

諸報告、次、お願いします。

○事務局（渡辺）　それでは、諸報告、その他の2点目といたしまして、昨日閉会いたしました12月定例市議会におきまして一般質問で農業委員会及び農業振興業務の関連の質問がございましたので、この内容につきましてご報告をさせていただきます。

今回の一般質問では2名の市議会議員から質問がございました。お手元に2枚の発言通告書をお配りしておりますので、こちらのご確認をお願いいたします。

まず、お一人目が発言順位2番、金井伸夫議員になります。お二人目が7番の齊藤秀雄議員になります。

まず、金井議員のご質問につきまして内容をご説明いたします。

発言事項1、農業政策、平成26年4月施行の改正農地法に基づく遊休農地に関する措置についてのご質問をいただいております。

質問の内容といたしましては、遊休農地対策として改正農地法の施行後にどのような対応を図るかを確認する内容です。

これにつきまして、市民環境部長から答弁を行っております。答弁を読み上げます。

平成26年4月施行の改正農地法に基づく遊休農地に関する措置についてお答えします。平成26年の農地中間管理事業の推進に関する法律及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行により、農地利用の効率化・高度化の促進に向けて農地中間管理機構が創設され、あわせて遊休農地対策も強化されました。これまで遊休農地所有者等に対する農業委員会の指導、通知、勧告等の一連の措置が「利用意向調査」、「中間管理機構との協議の勧告」等の措置へ再編、簡素化され、農地中間管理機構の活用を通じて遊休農地の有効利用を進める仕組みとなりました。農地中間管理事業につきましては、農業振興地域内の農用地が事業対象となるため、農業振興地域のない和光市は対象外となりますが、農業委員会では農地法の趣旨に即し、不適切な管理状況にある農地を発見し、その解消を適正利用に向けて指導を行い、農地の有効利用を促進させたいと伺っております。また、自身での耕作が難しくなっている農業者に対しては、農業協同組合等の関係機関と連携しながら、地域農業の担い手等への貸し付けを促すなど、地域農業者の代表である農業委員による取り組みを今後さらに充実させ、農業委員会として役割を果たしていく意向であると伺っておりますと答弁しております。

金井議員の質問については以上となります。

続きまして、齊藤秀雄議員の質問に対しましての内容をご報告いたします。

発言順位 2、市民農園、(1) 利用度の現状、(2) 今後の農園拡大の取り組みをについてご質問をいただいております。

質問の内容としましては、(1) が利用度とありますが、こちらが農地耕作状況及び農業経営調査、いわゆる 8.1. 調査の結果に基づき、農業環境の変化を現在、5 年前、10 年前と比較してその状況を確認する質問になります。(2) につきましては、農地所有者による農作業が厳しくなっている状況の中で、市民農園の取組が高齢者の健康増進の取り組みとしても有効な手段であることから、市民農園の拡大について伺う内容となっております。

これにつきましても、市民環境部長から答弁を行っております。読み上げます。

答弁、発言事項 2 の市民農園について順次お答えします。まず、(1) 利用度の現状につきまして、農業委員会では、農地法第 52 条の規定に基づき、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整を行うことなどを目的として、毎年 8 月に農地耕作状況及び農業経営調査を実施しており、調査結果は各種の農業関連施策において基礎資料としています。現在の農地面積、農家戸数、後継者のいる農家戸数の状況を 5 年前、10 年前と比較しますと、耕作面積につきましては、平成 17 年度約 141.4 ヘクタール、平成 22 年度約 128.6 ヘクタール、平成 27 年度約 116.8 ヘクタールとなります。農家戸数につきましては、平成 17 年度約 300 戸、平成 22 年度約 270 戸、平成 27 年度約 230 戸となります。農業後継者がいる農家戸数につきましては、平成 17 年度、平成 22 年度、平成 27 年度において 90 戸前後で推移しています。なお、農業後継者がいる農家の考え方としましては、年間農業従事日数が 60 日以上である 15 歳以上 65 歳未満の世帯員がいる農家として戸数を集計したものになります。また、この他の調査結果としまして、平成 27 年度調査では耕作が困難であるなどの理由で、市民農園や利用権設定など農地として活用したいとの経営の意向を示した農家が 9 戸ありました。

次に、(2) 今後の農園拡大の取り組みをについてお答えします。市民農園は、市民が土と触れ合う機会として余暇の充実や健康の増進にもつながるものであり、約 420 の区画を設置しておりますが、現在の利用率は 98% を超える高い水準となっております。耕作が困難になった農地所有者から市が農地を借り上げ、市民に貸し出しを行っており、農地を農地として活用できることから農地保全という観点からも有効な方策であると認識しています。農園の拡大につきましては、農地所有者の貸し付けに関する意向や市民農園利用に関する要望の把握に努め、検討してまいりたいと考えております。このような答弁を行っております。

ご報告は以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

議会の一般質問の答弁ですが、以上です。

これに関しまして何か質問等あったらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「いいです」の声あり)

○柴崎議長 次、いかがですか。

○事務局(渡辺) その他はございません。

○柴崎議長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんから何かあったらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

吉田委員。

○吉田委員 先ほど選挙人名簿がなくなるということで、これは農家だよりで周知をしてもらえるんですか。

○柴崎議長 事務局、お願いします。

○事務局(渡辺) 12月1日号にも一度お載せしておりますが、1月号で書面がとれれば、再度周知したいと思います。

○柴崎議長 支部長に言っておかないといけませんよね。

○事務局(渡辺) はい。

○柴崎議長 よろしくお願いします。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

◎閉会

○柴崎議長 それでは、本日はどうも議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

平成27年最後の農業委員会も無事終わらせることができました。また来年もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、終了したいと思います。ありがとうございました。

閉会 午前10時25分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成28年3月31日

和光市農業委員会議長 柴崎 幸夫

署名委員 加山 和義

署名委員 田中 明